

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

←厚生労働省老健局 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

計 849 枚（本紙を除く）

Vol.1213

令和6年3月15日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3938)  
FAX : 03-3595-3670

老高発 0315 第 1 号  
老認発 0315 第 1 号  
老老発 0315 第 1 号  
令和 6 年 3 月 15 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省老健局老人保健課長  
（ 公 印 省 略 ）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」  
等の一部改正について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和 6 年厚生労働省告示第 86 号）が公布され、令和 6 年 4 月 1 日及び 6 月 1 日等から施行される。

これらの改正に伴う関係通知の改正の内容等については、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

## 記

（報酬告示に関する通知）

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）の一部改正

- 23 介護給付費請求書等の記載要領について（平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号）の一部改正  
令和 6 年 4 月 1 日をもって別紙 22-1 のとおり、同年 6 月 1 日をもって別紙 22-2 のとおり改正する。
- 24 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成 12 年 1 月 31 日老企第 34 号）の一部改正  
別紙 23 のとおり改正する。
- （介護療養型医療施設廃止に伴い改正する通知）
- 25 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成 11 年 11 月 12 日老企第 29 号）の一部改正  
別紙 24 のとおり改正する。
- 26 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成 12 年 3 月 10 日老計発第 8 号）の一部改正  
別紙 25 のとおり改正する。
- 27 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 12 年 3 月 30 日老企第 54 号）の一部改正  
別紙 26 のとおり改正する。
- 28 介護保険施設等におけるおむつ代に係る利用料の徴収について（平成 12 年 11 月 16 日老振発第 25 号、老健発第 94 号）の一部改正  
別紙 27 のとおり改正する。
- 29 介護老人保健施設に関して広告できる事項について（平成 13 年 2 月 22 日老振発第 10 号）の一部改正  
別紙 28 のとおり改正する。
- 30 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号）の一部改正  
別紙 29 のとおり改正する。

## ○ 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年 1月31日老企第34号）（抄）

新	旧
<p>(別添) 第一 福祉用具</p> <p>1 (略)</p> <p>2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>スロープ</u> 貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のもは除く。</p> <p>(8) <u>歩行器</u> 貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。</p> <p>(9) <u>歩行補助つえ</u> カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。</p> <p>3 (略)</p> <p>第二 (略)</p>	<p>(別添) 第一 福祉用具</p> <p>1 (略)</p> <p>2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目 (1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>第二 (略)</p>